令和6年10月 随意契約一覧(建設工事等)

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	10月10日	中川小学校給食室電灯幹線設備改修 工事	令和7年1月17日	株式会社代々木電設	1, 335, 312	当該施設の給食室分電盤が、厨房機器の過負荷により遮断してしまう状況に陥っており、給食の提供が滞るなど、施設運営に重大な支障をきたしている。 改善するには、受変電設備から給食室分電盤までの幹線設備(配線)を改修するなど、早急な対品は必要である。また、配線ケーブル等の資材の納品しなりである。まため、早期に契約を締結しなければならない。 相当な期間を要するため、早期に契約を締結しければならない。 指定事業者は、平常時から当該施設の電気設備の維持管理を行っており、施設の状況及び運営状況を詳細に把握しているため、最も迅速な対応が可能ある。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	公共施設マ ネジメント 推進課
2	10月11日	JTグラウンド固定系防災行政無線 追加整備工事	令和7年3月31日	株式会社日立国際電気	11, 880, 000	親局との無線通信に必要な設定や隣接子局のスピー	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	防災課
3	10月15日	JTグラウンド固定系防災行政無線 追加整備工事監理業務委託	令和7年3月31日	一般財団法人AVCC	602, 800	工事監理業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物における特性を含む設計プロセス等の熟知が不可欠であり、設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、JTグラウンド固定系防災行政無線追加整備工事の設計業務を受託した指定事業者のみである。		防災課

1